平成２２年（フ）第３２３３号
大阪市東成区大今里西２丁目16番17号　サンシャインＭＫＭ今里Ⅲ－802号、前住所京都市山科区西野山百々町53番地
破産者　齊藤　晃信
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５８５号
大阪府守口市寺方本通１丁目６番３号、開始決定時の住所大阪府守口市東郷通２丁目７番19号
破産者　川並　盛秋
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７７８号
大阪市福島区福島５丁目12－９－202、開始決定時の住所大阪府交野市私市２丁目19番16号
破産者　上岡　誠智
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８０２号
大阪府八尾市光南町１丁目２番９号
破産者　岡田節夫こと　金　　節夫
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第９０５号
大阪市阿倍野区王子町４丁目１番103―1001号
破産者　荒田　廣昭
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１１７０号
大阪市福島区玉川４丁目５番22号　メルヴェイユ玉川501号
破産者　嶋田　卓兒
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１２５３号
大阪市東淀川区淡路４―22―６、住民票上の住所大阪市東淀川区淡路４丁目８番24号
破産者　チャンプこと　木村　倫子
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１２６２号
大阪市住之江区南港東１－７－１　シャトーポール302号室、住民票上の住所大阪市住之江区北加賀屋１丁目４番26―607号
破産者　戸田　信良
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１４６０号
大阪市住吉区墨江２丁目３番31号
破産者　中藤　忠彦
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１９３４号
大阪府東大阪市稲田上町１丁目３番28―801号、前住所大阪市鶴見区今津南１丁目２番29号
破産者　髙井　　宏
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２７８１号
大阪府高槻市高垣町７番９号、前住所滋賀県大津市朝日が丘１丁目23番１―603号
破産者　佐藤　英明
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２８６９号
大阪市住吉区南住吉２丁目16番20号　Ｈ・せせらぎ305号
破産者　阿部　　浩
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２９９９号
大阪府吹田市原町１丁目11番７号
破産者　朝倉　正敏
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３２３４号
大阪市北区天満３丁目５番16号
破産者　袖川　忠興
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３３０９号
大阪府茨木市安威１丁目34番15号
破産者　橘　　宏
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３３１６号
大阪府東大阪市島之内１丁目１番11―202号
破産者　藤坂　明文
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３３１７号
大阪市北区西天満６丁目３番11―703号
破産者　川元　　勇
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３３２３号
大阪市住吉区南住吉２丁目３番10号　コーポツカモト311号
破産者　橋本　勝美
1　決定年月日　平成23年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部